

大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会 議事要旨

1) 日時

令和7年2月5日(水) 10:00~12:00

2) 場所

宮崎河川国道事務所別館3階 会議室 (WEB開催)

3) 協議事項

1 説明資料についての意見

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

- ・説明資料 P16 の都城市では単独処理浄化槽人口と汲み取り人口の割合が目標値 36%に対して、R5 年時点で 19%まで減少させている。どのようにしてこのような効果を上げたのか御説明頂きたい。

(都城市)

- ・都城市の合併浄化槽への転換の取組として、市のホームページや市の広報誌による周知、また個別訪問を行った。転換への補助金もあることから効果があったと考える(外山環境政策課長)。

(都城大淀川サミット 宇都理事長)

- ・説明資料 P21 の家畜の排泄物対策については、達成しているにもかかわらず、何故、大腸菌数が増加するのか教えて欲しい。水質汚濁防止法の畜産業に関わる排水基準が設定されている。飼育面積が畜産業に関わる排水基準の適用対象とならない小規模な畜産業が水質に影響している可能性はないのか。適切処理、不適切処理についての御説明をいただきたい。

(宮崎県 北諸県農林振興局)

- ・家畜の排泄物対策として、飼養衛生管理基準にそって個別に指導しているといった対策をとっていることから達成となっている(有馬農畜産課長)。

2 目標値未達成であった理由についての意見

(都城市)

- ・説明資料 P20 の行動計画目標について都城市が未達成になっているのは、下水道施設整備目標値である 74,750 人が H29 年当時に予測した R5 年人口の推定値となっているからである。R5 年現在の人口は 72,963 人であり、想定していた増加が見込めなかったことから達成しなかったと考えられる(日高下水道課長)。

(三股町)

- ・三股町内では人口が増加しており、H31 年の下水道施設整備目標値 14,245 人に対し世帯数の現状は、14,720 人であり、人口増加により整備率が未達成である。三股町では現在、処

理施設の維持管理やし尿処理の整備を優先していることから、当初予定していた下水道整備目標値に達成しなかったと考えられる。しかし、R8年度までには現在優先している下水道処理施設整備が完了予定であることから、完了後下水道整備人口の拡大を図っていくという考えである。また、浄化槽も含めた接続や転換については個人負担が大きく、なかなか転換が難しい現状であるが推進していく構えである（岩元環境水道課長）。

（曾於市）

- ・説明資料P20②H31年時点で目標設定をした未処理人口については、死亡・転出も含めて未処理人口ということで算出していた背景があり、実際は下水道人口と合併浄化槽人口も考慮したうえでの目標設定をすべきであった。結果的には下水道施設整備目標値10%と設定した。当時の担当者に確認したところによると、鹿児島県の施設整備目標値が低く設定されていたことも加味した上で設定したとの返答であった。汲み取り人口については、転換のための補助金を設定してはいるが自己負担分も大きいことから転換までに至らなかったことが未達成となった要因と考えられる他、居住実態がないにもかかわらず、契約は残っているということも要因として考えられる（梶井市民環境課長）。
- ・説明資料P20③の下水道接続率の未達成について説明する。接続率目標値が未達成であることについて補助金などの負担軽減を行っていないことや下水道料金と浄化槽維持費を比較した場合、浄化槽が安価で済む世帯も多いことも要因と考えられる。現在、浄化槽についてはできるだけ下水道に切り替えを行うように働きかけを行っていることから、今後下水道人口が増加していくことを見込んでいる（曾於市下水道課橋野）。

（宮崎河川国道事務所）

- ・目標値が未達成であった理由についての全体的な意見として、前回の行動計画目標の設定の際の予測と違ったことなどが未達成の要因となっているようである。実際には厳しい状況であったことは理解した。水質を考える上で、負荷のインとアウトの把握が重要であり汚水を流入させなければ水質は保たれるし、汚水処理を高度化した上で放流することでも水質は保たれると思われる。汚水処理の高度化が難しいのであれば、汚水の流入要因をしっかりと考えていかないと改善されないと考える（西野副所長）。

3 水質等の要因分析への意見

（宮崎大学 杉尾名誉教授）

- ・説明資料P46 法定検査について、「曾於市はデータなし」という記載されているが、非公式でよいので御説明頂きたい。

（曾於市）

- ・法定検査等について実施しているのは他機関であり、具体については把握していない（曾於市下水道課橋野）。

（都城大淀川サミット 宇都理事長）

- ・説明資料P40について、H31とR5の比較についてだが、単独浄化槽は減少しているという

ことで理解した。しかし、新築建造物については法律上、合併浄化槽もしくは下水道であると考えられることから、グラフに記載されているように単独浄化槽が減少するというのは必然であり、努力といえるのかどうか疑問である。私自身の家屋は下水道と接続しており、上水道料金、下水道料金を払っている。単独浄化槽は、下水道料金が発生しないと思われることから、単独浄化槽の世帯には課税するなどの還元をしないと改善されないと思われる。また、単独浄化槽のままリフォームせずに家屋を販売するといったことが可能かどうか御説明頂きたい。

(都城市)

- ・家のリフォームについては建築確認申請が伴わないものについては、単独浄化槽のままであると考えられる。新築建造物については設置の義務が伴う（日高下水道課長）

(宮崎県)

- ・浄化槽法によってH12年から合併浄化槽の設置のみとなっている。単独処理浄化槽及び単合併理浄化槽は、法定検査も受検しなければならないことに加えて、清掃・保守点検は法律で義務付けされていることから使用については、維持管理費が発生する。また、合併処理浄化槽設置時において、トイレのみが浄化槽へ接続されており、台所などの雑排水は放流されていた場合は、指導が入り罰則も存在する（環境管理課小玉主幹）。

(宮崎大学 鈴木教授)

- ・現在、都城市は人口が増加傾向であっても新たな単独処理浄化槽の設置は認められないことから20～30年後には単独処理浄化槽を使用する世帯はほぼ無くなることが予想される。下水道整備普及率については、都城市は50%としか目標値として掲げていない。つまり、残りの50%は、下水道を接続できない地域の世帯であり、浄化槽を使用していると考えられる。浄化槽を利用せざるを得ない世帯が50%あると考えられる。今後、人口増加を考慮し、新しい水ビジョンのような水道計画等の検討が必要と考えられる。少なくとも現状においては、合併浄化槽への転換世帯が50%に達すると想定されるため、その50%は法定検査を受ける義務がある。実際の検査率は6割に留まっている。
- ・曾於市については、古家が多いと考えられるが、今後リニューアルすると思われることから長期的には合併浄化槽へ転換すると考えられる。
- ・この清流ルネッサンスⅡ協議会によって、大淀川のBOD75%値を3.0mg/L以下にしたことは大きな成果だと私は思う。窒素もリンもほぼ達成しており、全国的に見ても大淀川の水質は良好である。岳下橋については、超過しているがそれは類型指定の違いでもある。
- ・懸念事項としては、大腸菌数が異常に高いことである。今後対策が求められると思われる。対策については難しいことではなく、法定検査を行い、消毒処理等を行えば大腸菌数は減少する。いかに法定検査率を上げていくかが課題である。
- ・長期的に考えれば、合併浄化槽へ転換されていくことから、大淀川の水質は今後良くなっていくと思われる。

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

- ・法定検査の補助制度がない中で法定検査率を上げることは現実的ではないと感じることから、まずは法定検査の補助制度について検討することも重要だと考える。
- ・地区全体が単独処理浄化槽である場合、市町村を対象とした浄化槽整備の進め方を検討することが適当であると考え。宮崎県内でも市町村設置型を実施している。そのような制度を利用できないかと思う。

(曾於市)

- ・令和3年まで市町村設置型の浄化槽転換を進めたことがあったが、転出なども増加したため収益性を問われたことから廃止された。その後は設置済みの浄化槽を住民に無償譲渡という形で提供した。環境には良い取組であったが財政的には良い政策ではなかったと思われる(梶井市民環境課長)。

(鹿児島県)

- ・単独処理浄化槽について、鹿児島県では保全協会が検査を行っている。その中で4年2回をサイクルとして検査を実施していたが、今年度から4年に3回と頻度に改定し、75%の法定検査率を目指している。また、効率化検査を導入することで状態が良い浄化槽についてはガイドライン検査対象から外している。効率化することで検査料金を引き下げることができ、尚且つ検査基数を増やすことができる。漏水等の状態が悪い浄化槽については特定既存単独浄化槽という位置づけとし、より強い指導へつなげている。ただし、世帯の経済状況によっては補助を加えても法定検査を実施できない場合がある。このことから長期的に推進していくしかないと考えている(綾織生活排水対策室長)。
- ・水質についての結果を見て、BODや全窒素、全リンについては流量や気温、降水量も関連していると考えますがモニタリング結果の値について説明頂きたい(綾織生活排水対策室長)。

(宮崎河川国道事務所)

- ・水質調査は、毎月定期的に採水を行っており、必ずしも低水流量時に測定していないため、採水時の気温、水温、流量が影響していると考えられる。しかし、これらのことをふまえて75%値を採用し環境基準を達成しているかどうかを評価している(山崎流域治水課長)。

4 清流ルネッサンスⅡ協議会 行動計画の継続についての意見

(都城市)

- ・継続していかなければならないと考えている(外山環境政策課長)。

(三股町)

- ・未達成という結果をふまえて、今後も継続することを考えている(岩元環境水道課長)。

(曾於市)

- ・曾於市の農村地域については長期的な改善とした上で、目標値の設定がないと施策に反映できないことから、継続したいと考えている（梶井市民環境課長）。

(宮崎河川国道事務所)

- ・過去5年間の結果から未達成の現状もあるため、各市町の意向を踏まえ協議会を継続することで承認を頂いた（西野副所長）。

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

- ・先ほど私が説明資料 P46 について指摘したが、必要なデータが揃わないと要因分析はできないと考えている。基礎となるデータを見て議論しないと意味がないことから、不足するデータについては補充するという取り組みを前提にしないといけないと考える。

(都城大淀川サミット 宇都理事長)

- ・継続する方向性であることに安堵した。都城大淀川サミットでもこの状況について議論するために環境大学を2月16日に行う。市民が率先して行動するためにも大淀川の現況について確認、理解する機会は重要と考えている。

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

- ・大淀川清流ルネッサンスⅡの取組について、市民が率先して行動するための機会づくりを都城大淀川サミットさんだけに負わせてはならないと考える。住民参加を促し、コミュニケーションを図りながら、関係機関全体で環境保全を進めていくことが清流ルネッサンスⅡの根幹である。

(宮崎大学 鈴木教授)

- ・清流ルネッサンスⅡ協議会を継続するにあたって、目標値を設定しこのような会議を開くことに大きな意義があると感じる。
- ・説明資料に記載されているデータは非常に重要な基礎資料と考える。これらを公開することで啓蒙活動にも役立つし、大学等の研究機関ではこれらを活用すべきと考える。そのためこれらの情報を取り扱うにあたり、事務局で情報公開について整理頂きたい。大淀川全体の取組の成果も含めてデータについて検討していただき今後有効的に活用したい。

(宮崎河川国道事務所)

- ・資料に掲載された内容の取り扱いについては検討し、後日お知らせする。今後も清流ルネッサンスⅡ協議会を継続していくことについて、事務局としては予算が厳しいので、各市町の皆さんからのご協力をいただくことが前提となることをご理解いただきたい（西野副所長）。

5 次年度以降のスケジュールについて

(宮崎河川国道事務所)

- ・ 今回の清流ルネッサンスⅡ協議会によって継続することが決定し、行動計画の改定について進めていきたい。来年度はまず作業部会を開催し、行動計画の項目について協議し、目標を設定する。その後、行動計画についてこの清流ルネッサンスⅡ地域協議会で内容について協議することが今後のスケジュールとして考えている (山崎流域治水課長)

(都城大淀川サミット)

- ・ 開催時期はいつになるのか教えて頂きたい。

(宮崎河川国道事務所)

- ・ 作業部会は、1、2回を考えており、その後の協議会の開催日程については、行動計画の改定作業の進捗状況により調整する (山崎流域治水課長)

以 上